

# 令和8年度 加古川小学校 いじめ防止対策プログラム 全体計画

- 基本理念
- ① 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
  - ② いじめの影響や問題について、児童が理解を深められるようにする。
  - ③ 家庭、地域、関係機関との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。

- 基本目標
- いじめ等の命に関わる問題の未然防止に資する取組を推進する。また、子どもの居場所づくり・絆づくりを進め、自己有用感を高める教育活動を推進する。

- 行動目標
- ① 児童の様子について、全教職員で共通理解を図るとともに、「チーム学校」として組織的な推進体制を充実させる。また、研修を通して教職員等の資質向上に努める。
  - ② いじめ問題等の未然防止に向けた取組を推進する。
  - ③ いじめ問題等の早期発見・早期対応に向けた取組を推進する。
  - ④ いじめ問題等の解決を図るため、関係機関と連携した取組を推進する。
  - ⑤ いじめ問題等の解決を図るため、推進体制、検証体制の充実を図る。

□基本構想

職員研修・家庭地域啓発等 職員会議等・推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 職員会議で、指導方針、全体計画、年間計画の共通理解を図り、組織的な推進体制を充実させる。</li> <li>② PDCA サイクルにより、7月・12月・3月に学期毎のいじめ対策の検証を行う。</li> <li>③ いじめ（不登校）対策委員会を毎月1回開催し、情報共有及び共通理解を行うとともに、全教職員へ周知を図る。</li> <li>④ インターネットトラブル防止講座を開催し、人権や情報モラルについて学習する機会を設ける。</li> <li>⑤ 学校いじめ防止基本方針等を学校外に発信し、保護者や学校外施設との連携を図る。</li> <li>⑥ 学校外施設と連携したいじめ防止対策を推進する。</li> <li>⑦ 学校運営協議会等を通して、地域や家庭との連携・協働を推進する。</li> </ul>
未然防止に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「いじめは重大な人権侵害であり、絶対に許さない」ということを、学級経営方針の中に位置づけ、学級開きや学期始めに、発達段階に応じた言葉で教師が児童に宣言する等、全ての児童にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを推進する。</li> <li>② ペア学年活動等の異学年交流、係活動や児童会活動などで、児童自身が考え、行動する機会を設ける。</li> <li>③ いじめ問題について児童が主体的に考え解決しようとする取組を推進する</li> <li>④ 児童が「困った、助けて」と言える雰囲気づくりと、それを受け止める学校の体制づくりを推進する。</li> <li>⑤ 「いじめ防止啓発月間」（9月）に、いじめ防止に関する教材を用いた授業や児童会が中心となった取組等、いじめ防止に重点的に取り組む。</li> <li>⑥ 多様な考えや互いを認め合い、全ての児童が参加できる授業づくりを行う。</li> <li>⑦ 学級指導の中でソーシャルスキルトレーニング等を行い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図ることができる能力を育成する。</li> </ul>
早期発見・早期対応に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「加古川市いじめ防止・対応マニュアル」に沿ったチーム学校による組織的な対応を行う。</li> <li>② 「心のチェックシート」、「学校生活に関するアンケート」、「心の相談アンケート」、「教育相談週間」を実施し、いじめの早期発見・早期対応につなげる。共通理解が必要な児童について、全教職員で情報を共有し、SCやSSW等専門家と連携した対応を推進する。</li> <li>③ 些細なトラブルであっても、正確かつ積極的にいじめを認知し、組織的な対応を速やかに行う。</li> <li>④ 教育相談コーディネーターを中心として、教育相談体制の充実を図る。</li> <li>⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。</li> <li>⑥ いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。</li> </ul>